

大分県報

令和五年
第三九六号
三月三十一日

（金曜日）

目次

告示

- 1 県営土地改良事業計画変更の決定及び縦覧……………
- 2 地籍調査の成果の認証……………
- 3 津波災害警戒区域の指定……………
- 4 道路区域の変更（四件）……………
- 5 道路の供用開始（二件）……………
- 6 重量指定道路の指定……………
- 7 高さ指定道路の指定……………
- 8 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………
- 9 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………
- 10 大分県土地利用基本計画の変更……………
- 11 建築基準法による道路位置の指定……………
- 12 大分海区漁業調整委員会告示……………
- 13 投錨して行う船釣りの禁止……………
- 14 あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為の禁止……………
- 15 大分県海域におけるあみ等のまきえの使用の禁止……………
- 16 投錨して行う船釣り及びあみのまきえを使用して行う船釣りの禁止……………
- 17 伊予灘及び豊後水道北部におけるまこがれの採捕の禁止……………
- 18 豊後水道北部におけるいさきの採捕の禁止……………
- 19 病院局告示……………
- 20 指定納付受託者の指定……………

○告示

令和五年三月三十一日

大分県報（告示）

大分県告示第百三十九号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業変更計画書の写しを縦覧に供する。
なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に対し審査請求をすることができる。
令和五年三月三十一日

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （区画整理）	豊後大野西 部二期地区	令五・三・三一から 令五・四・二〇まで	豊後大野市役所

大分県告示第百四十号

国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により、次のとおり地籍調査の成果を認証した。
令和五年三月三十一日

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
大分市	令元・六・二〇から 令三・三・五まで	大分市弁天三〇四 丁目の地籍図及び 地籍簿	大分市弁天三〇四 丁目	令五・三・八
別府市	令元・五・二七から 令三・三・一五まで	別府市大字鶴見の 一部の地籍図及び 地籍簿	別府市大字鶴見の 一部	令五・三・八
中津市	平三〇・四・一から 令三・三・二六まで	中津市耶馬溪町大 字山移の一部の地 籍図及び地籍簿	中津市耶馬溪町大 字山移の一部	令五・三・八
中津市	平三一・四・一から 令三・三・二六まで	中津市本耶馬溪町 東谷の一部の地籍 図及び地籍簿	中津市本耶馬溪町 東谷の一部	令五・三・八

佐伯市	令元・七・九から令三・三・八まで	佐伯市大字青山の一部の地籍図及び地籍簿	佐伯市大字青山の一部	令五・三・八
杵築市	平三二・一・二九から令三・三・四まで	杵築市山香町大字日指の一部の地籍図及び地籍簿	杵築市山香町大字日指の一部	令五・三・八
玖珠郡玖珠町	令二・七・一七から令四・二・一まで	玖珠郡玖珠町大字山下の一部の地籍図及び地籍簿	玖珠郡玖珠町大字山下の一部	令五・三・八

大分県告示第四百一十一号

津波防災地域づくりに関する法律(平成二十三年法律第百二十三号)第五十三条第一項の規定により、津波災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

一 津波災害警戒区域

佐伯市、臼杵市及び津久見市の区域(次の図に示す部分に限る。)

二 基準水位

次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、大分県土木建築部建設政策課、臼杵土木事務所及び佐伯土木事務所並びに関係市役所に備え置いて縦覧に供するとともに、大分県ホームページ(<https://www.pref.oita.jp/site/tsunami-keikaikuiki/>)にて公開する。)

大分県告示第四百一十二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	-----	---------	-------	----

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
		後	前	後	前
県道山香国見線	豊後高田市一畑字一里追一六六番一〇地先内	前	メートル 四〇・五 〽二二・〇	メートル 一三一・七	
		後	四〇・六 〽二二・〇	一三一・七	
県道地蔵峠小田原線	豊後高田市黒土字三畑大ケ平二五二番一から豊後高田市長岩屋字一ノ払一八四五番四まで	前	四一・〇 〽一二・五	二五五・三	
		後	五二・五 〽一二・五	二五五・三	

大分県告示第四百一十三号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
県道下恵良九重線	玖珠郡九重町大字松木字塚野三一五六番一地先から玖珠郡九重町大字松木字折目代三一七六番七地先まで	前	メートル 一九・六 〽六・四	メートル 二九五・三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		後	三〇・六 〽八・一	二九五・三	

玖珠郡九重町大字松木字 折目代三一七六番七まで		B	三〇・六 〽 八・一	二九三・一
----------------------------	--	---	------------------	-------

大分県告示第百四十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道宝珠山 日田線	日田市大字鶴河内字東山神一二〇番二から 日田市大字鶴河内字東山神一二〇番四まで	前	三九・一 メートル 〽 七・一	メートル 六四・九
	日田市大字鶴河内字東山神一二〇番二から 日田市大字鶴河内字東山神一二〇番四地先まで	後	三九・一 〽 七・一	六四・九

県道西大山 大野日田線	日田市大山町西大山字中シマ六〇番一から 日田市大山町西大山字中津尾六〇番一まで	後	六六・〇 〽 一四・〇	一四四・〇
	日田市大山町西大山字中シマ六〇番一から 日田市大山町西大山字中津尾六〇番一まで	前	六六・〇 〽 一四・〇	九四・〇

一般国道四	大分市大字下原字岩下一五七八番から 大分市大字下原字岩下一六三三番一まで	前	四九・八 〽 三六・四	五一・五
	大分市大字下原字岩下一五七八番から 大分市大字下原字岩下一六三三番一まで	後	四九・八 〽 三六・四	五一・五

四二号	大分市大字下原字岩下一五七八番から 大分市大字下原字岩下一五七四番まで	後	四六・〇 〽 三二・六	四五・六
-----	--	---	-------------------	------

県道東山庄 内線	別府市大字東山字上ノ塔一三六番二から 別府市大字東山字宮ノ前一二六二番まで	前	七・七 〽 四・四	一一六・〇
		後	二一・九 〽 七・一	一一六・〇

大分県告示第百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
------------	----	---------	-------	----

県道天瀬阿 蘇線	日田市上津江町川原字クレコノ四七四九番八地先から 日田市上津江町川原字道ノ上下四七三九番一四地先まで	前	二〇・〇 メートル 〽 六・三	メートル 八一・二
	日田市上津江町川原字クレコノ四七四九番八から 日田市上津江町川原字道ノ上下四七三九番一四まで	後	三八・〇 〽 六・三	八一・二

大分県告示第百四十六号				
-------------	--	--	--	--

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置

いて一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

県道宝珠山日田線
 日田市大字鶴河内字東山神一二〇〇番二から
 日田市大字鶴河内字東山神一二〇〇番四地先
 まで
 令五・三・三一

県道小畑日田線
 日田市大字高瀬字シテ四三九番四から
 日田市大字高瀬字シテ四六二番七まで
 令五・三・三一

県道西大山大野日田線
 日田市大山町西大山字中シマ六〇五〇番一
 から
 日田市大山町西大山字中津尾六〇六六番一ま
 で
 令五・三・三一

県道別府山香線
 速見郡日出町大字南畑字柳川内一二一五番一
 二から
 速見郡日出町大字南畑字下ノ平一五九二番六
 まで
 令五・三・三一

県道東山庄内線
 別府市大字東山字上ノ塔一三六番二から
 別府市大字東山字宮ノ前一二六二番まで
 令五・三・三一

大分県告示第四百十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。
 その関係図面は、令和五年三月三十一日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名 供用開始区間 供用開始年月日

一般国道一九七号
 大分市大字政所字宮迫三七七五番三から
 大分市大字政所字宮迫三七七五番一まで
 令五・三・三一

一般国道四四二号
 大分市大字今市字早田七四二番三から
 大分市大字今市字北向九五二番地先まで
 令五・三・三一

県道別府湯布院線
 由布市湯布院町川北字高原八九四番九八一地
 内
 令五・三・三一

県道天瀬阿蘇線
 日田市上津江町川原字クレコノ四七四九番八
 から
 日田市上津江町川原字道ノ上下四七三九番一
 四まで
 令五・三・三一

県道朝田日田線
 日田市前津江町柚木字久米ノ六六〇番三地
 内
 令五・三・三一

県道飯田高原中村線
 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六八〇番四五
 から
 玖珠郡九重町大字田野字二俣木六七五番五五
 まで
 令五・三・三一

県道珍珠山国線
 玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木一六五番八か
 ら
 玖珠郡玖珠町大字古後字柚ノ木一八六番一地
 先まで
 令五・三・三一

大分県告示第四百十八号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第二号イの規定により、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大二十五トンである道路を次のように指定する。
 令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

道路の種類及び路線名 区間 指定する期日

一般国道二二二号
 日田市本庄町二七番一地先から
 日田市本町一〇〇番一一地先まで
 令五・四・一

大分県告示第四百十九号

車両制限令(昭和三十六年政令第二百六十五号)第三条第一項第三号の規定により、通行

する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のように指定し、併せて、同令第十条第一項の規定により、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のように定める。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

一 指定する道路の種類、区間及び指定する期日

道路の種類及び路線名	区	間	指定する期日
------------	---	---	--------

県道石田引治線	玖珠郡九重町大字右田字谷尻一八九四番二地先から	玖珠郡九重町大字引治字原田五八三番四まで	
県道天瀬阿蘇線	日田市上津江町上野田字黒石一〇九九番五地先から	日田市上津江町上野田字尾ノ獄一一〇八番四まで	令五・四・一
県道大分白杵線	大分市上野町二九九七番二地先から	大分市大字下郡字丁畑三一五三番一六まで	

二 通行方法

一の道路を通行する高さ三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

① 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

② 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二メートル以上、縦寸法〇・一二メートル以上（又は横寸法〇・一二メートル以上、縦寸法〇・二三メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③ 道路情報の収集

道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を

収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

大分県告示第百五十号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として、次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広瀬 貞

指定区 域の名	所			在 地 番 又 は 区 域
	市町村	大字	字	
蔵人	別府市	南立石	蔵人	台
				一〇五番一、一〇五番二、一〇六番から一〇九番まで、一一〇番一から一一〇番四まで、一一一番、一一二番一、一一二番二、一一二番四、一一三番一、一一三番二、一一四番一、一一四番一、一一七番一、一一七番二、一一八番一、一一九番一、一二〇番一、一二〇番二の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一二〇番三の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一二〇番四、一二〇番一の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一二〇番一三の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）及び一二〇番一四
				一三九番の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分）、一四二番一、一四三番二の一部（標柱三号と四号を結んだ線の東側の部分）、一四三番四の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の東側の部分）、一四三番五の一部（標柱三号から五号までを順次結んだ線の南側の部分）、一四三番六の一部（標柱四号から六号までを順次結んだ線の南側の部分）、一四三番七、一四三番八の一部（標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分）、一四三番九、一四三番一〇、一四三番一三、一四三番一四、一四三番一六、一四三番一七の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）、一四三番一九、一四三番二〇、一四四番一から一四四番四まで、一四五番一、一四六番一の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）、一四六番二の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）、一四六番三の一部（標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分）、一四六番四の一部（標柱五号と六号

<p>芝尾</p> <p>由布市 挾間町</p> <p>谷</p> <p>南生田 原</p> <p>温川</p> <p>御堂原</p>	<p>を結んだ線の南側の部分)及び一四七番の一部(標柱五号と六号を結んだ線の南側の部分)</p> <p>六五六番から六五七番九まで、六五八番、六五九番一、六五九番二及び六六〇番一</p> <p>六七五番一の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)及び六七五番二の一部(標柱七号と八号を結んだ線の西側の部分)</p> <p>三三〇番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、三三一番一、三三一番三、三三三番一、三三三番二、三三三番四、三三四番、三四四番、三四五番一及び三四五番二</p> <p>二六〇三番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二六〇三番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二六〇四番一の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二六〇四番二の一部(標柱二号と三号を結んだ線の東側の部分)、二六〇五番から二六〇七番二まで、二六〇七番三の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、二六〇七番四、二六〇八番、二六一〇番から二六一一番三まで、二六一二番一の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の東側の部分)、二六二六番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、二六三三番一、二六三四番一、二六三四番二、二六三八番から二六三九番一まで、二六四〇番二、二六六四番一、二六六六番、二六六八番一、二六六九番一から二六七一番まで、二六七二番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、二六七三番の一部(標柱六号と七号を結んだ線の南側の部分)、二六七四番一、二六七四番二、二六七五番、二六七九番一、二六八〇番から二六八二番四まで及び二六八四番</p>
<p>津久見 市</p> <p>津久見</p> <p>梅夫山 及び無 田</p>	<p>次の一点と二点を平成三十一年大分県告示第一〇三号で指定した土地の境界線に沿って結んだ線及び二点から七点までを順次結んだ線並びに一点と七点を結んだ線に囲まれた土地の区域</p> <p>一点 北緯三三度〇四分一四秒二九五四 東経一三一度五二分一三秒七二〇一</p> <p>二点 北緯三三度〇四分一六秒九九七九 東経一三一度五二分一三秒七七四八</p> <p>三点 北緯三三度〇四分一六秒五八〇一 東経一三一度五二分一四秒二九九四</p>
<p>大恩寺</p> <p>豊後大 野市朝 地町</p> <p>板井迫</p> <p>石田</p>	<p>四号</p> <p>北緯三三度〇四分一六秒五一〇二 東経一三一度五二分一四秒一〇三四</p> <p>五号 北緯三三度〇四分一六秒四〇五五 東経一三一度五二分一四秒一三三四</p> <p>六号 北緯三三度〇四分一六秒四二四六 東経一三一度五二分一四秒三〇七三</p> <p>七号 北緯三三度〇四分一四秒七八〇一 東経一三一度五二分一五秒五三〇七</p> <p>九六〇番一の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九六一番の一部(標柱一号から三号までを順次結んだ線の西側の部分)、九六二番、九六三番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、九六八番の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、九六九番一の一部(標柱三号と四号を結んだ線の北側の部分)、九七〇番一から九七〇番三まで、九七〇番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九七一番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九八二番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九八二番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九八二番四の一部(標柱一号と二号を結んだ線の南側の部分)、九八四番一の一部(標柱五号と一号を結んだ線の東側の部分)、九八八番一の一部(標柱四号、五号及び一号を順次結んだ線の東側の部分)、九八九番の一部(標柱五号と一号を結んだ線の東側の部分)、九九〇番の一部(標柱五号と一号を結んだ線の東側の部分)、九九一番、九九二番一の一部(標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分)、九九二番二、九九三番の一部(標柱四号と五号を結んだ線の北側の部分)、九九五番の一部(標柱三号から五号までを順次結んだ線の北側の部分)及び一〇七二番一の一部(標柱二号から四号までを順次結んだ線の西側の部分)</p>
<p>田の平</p> <p>玖珠郡 玖珠町</p> <p>戸畑</p> <p>田の平</p>	<p>二三六一番一、二三六一番二、二三六二番の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、二三六六番、二三六七番一、二三六七番二の一部(標柱一号と二号を結んだ線の北側の部分)、二三六八番、二三六九番、二三七五番一、二三七五番二、二三七六番一、二三七六番二、二三七七番、二三七八番、二三七九番から二三八一番まで、二三八五番、二三八九番一、二三八九番二、二三九〇番、二三九一番、二三九三番一から二三九七番まで、二四〇〇番から二四〇二番二ま</p>

十五駄	玖珠郡 玖珠町	岩室	天神平	で、二四〇三番二、二四〇三番四及び二四〇四番から二四一二番二まで 二四五六番一から二四五八番まで及び二四五九番二
				九五二番一の一部（標柱一号から三号までを順次結んだ線の南側の部分のうち、平成二〇年大分県告示第三五三号で指定した区域を除く。）、九五六番一の二の一部（標柱三号、四号及び一号を順次結んだ線の西側の部分のうち、平成二〇年大分県告示第三五三号で指定した区域を除く。）及び九五九番一の一部（標柱二号から四号までを順次結んだ線の南側の部分）

蔵人地区、芝尾地区、大恩寺地区、田の平地区及び十五駄地区の土地に伴う国有地等無番地の全部

大分県告示第百五十一号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として、次のとおり指定する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定区域の名称	所在地	指定の区分	土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類	区域の表示	法第九条第二項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）で定める事項	備考
2 手水野	日田市 上津江 町上野 田及び 熊本県 阿蘇郡 小国町 黒潮	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域	土石流	別図のとおり	別図のとおり	（「別図」は、省略し、日田土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

令和五年三月三十一日

大分県告示第百五十二号

国土利用計画法（昭和四十九年法律第九十二号）第九条第一項の規定により、令和五年三月七日、次のように大分県土地利用基本計画の一部を変更した。
なお、変更した大分県土地利用基本計画図は、大分県土木建築部都市・まちづくり推進課に備え置いて縦覧に供する。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県土地利用基本計画図の変更

一 次の市町における森林地域の縮小

大分市、別府市、日田市、佐伯市、臼杵市、竹田市、杵築市、宇佐市、豊後大野市、由布市、日出町、九重町及び玖珠町

大分県告示第百五十三号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のように道路の位置を指定した。

令和五年三月三十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

指定番号	指定位置	指定年月日	道路の幅員	道路の延長
九号	由布市挾間町古野字吹上ツル一〇〇番一及び一〇〇六番六並びに一〇〇〇番一 地先里道及び一〇〇六番六地先水路	令五・三・七	メートル 六・〇〇	メートル 一三二・二六

○大分海区漁業調整委員会告示

大分海区漁業調整委員会告示第四号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣りを禁止する。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 真 一

大分県報（告示・大分海区漁調委告示）

一 禁止区域

次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

二 禁止期間

令和五年六月一日から令和六年五月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第五号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により、あみ等のまきえを使用して行う船釣り及び当該船釣りに係る遊漁案内行為（以下「まきえ船釣り等」という。）を次のとおり禁止する。ただし、第三種共同漁業権に基づき当該船釣りを行う場合は、この限りでない。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一

（禁止区域等）

一 次に掲げるイからトまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域。ただし、イからチまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によつて囲まれた海域において、大分海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が漁業調整上支障がないとして承認した船舶（以下「承認船舶」という。）を使用して行う場合は、この限りでない。

点イ 神崎漁港四十二護岸に大分県が設置した標識灯

点ロ 北緯三十三度十九分五十四秒東経百三十一度四十六分五十四秒（日本測地系で北緯

三十三度十九分四十二秒東経百三十一度四十七分三秒）の点

点ハ 北緯三十三度二十分五十八秒東経百三十一度五十二分四十三秒（日本測地系で北緯

三十三度二十分四十六秒東経百三十一度五十二分五十二秒）の点

点ニ 点ハから愛媛県西宇和郡伊方町赤崎鼻見通し線上六千三百メートルの点

点ホ 点ニから大分市大字佐賀関牛島見通し線上二千七百五十メートルの点

点ヘ 点ホと大分市大字佐賀関高島東端を結んだ線と大分市大字佐賀関関埼灯台と愛媛県

西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線との交点

点ト 大分市大字佐賀関関埼灯台

点チ 東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で東経百三十一度五十分〇秒）の経

線と大分市の北側海岸線との交点

点リ 北緯三十三度十八分十二秒東経百三十一度四十九分五十一秒（日本測地系で北緯三

十三度十八分〇秒東経百三十一度五十分〇秒）の点

点ヌ 北緯三十三度十八分五十八秒東経百三十一度五十六分五十一秒（日本測地系で北緯

三十三度十八分四十六秒東経百三十一度五十七分〇秒）の点

（承認申請者）

二 前項ただし書に規定する承認（以下「承認」という。）申請は、次の者が行うものとする。

1 漁業のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する漁業者

2 遊漁のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁者

3 遊漁案内行為のために使用される船舶にあつては、当該船舶を使用する遊漁船業者

（承認対象船舶）

三 承認の対象となる船舶は、次の船舶とする。

1 第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、沿岸漁場整備開発法

（昭和四十九年法律第四十九号）第二十四条第一項の規定に基づく漁場利用協定（以下

「漁場利用協定」という。）を締結した団体の構成員が使用する船舶

2 前号の漁場利用協定と同等の内容のまきえ船釣り等の規制を遵守する旨委員会に対し

誓約した者の使用する船舶

（漁場利用協定）

四 前項第一号の漁場利用協定は、次の要件を満たさなければならない。

1 大分県農林水産部漁業管理課長の立会いの下に締結されたものであること。

2 協定締結の当事者に大分県漁業協同組合が含まれているものであること。

（承認証の交付）

五 委員会は、承認をしたときは、まきえ船釣り等承認証（以下「承認証」という。）を承

<p>認申請者に交付する。 (承認証の備付義務)</p> <p>六 承認を受けた者は、承認船舶を使用して第一項ただし書に規定する海域においてまきえ船釣り等を行うときは、承認証を承認船舶に備え付けておかなければならない。 (指摘事項の遵守)</p> <p>七 承認を受けた者は、承認船舶を使用して行う第一項ただし書に規定する海域におけるまきえ船釣り等に関し、委員会が漁業調整上必要と認めて指摘した事項を遵守しなければならない。</p> <p>八 委員会は、漁業調整上必要があると認めるとき、又はこの指示に違反する行為があったときは、承認を取り消すことができる。 (取扱要領)</p> <p>九 この指示に定めるもののほか、承認等に係る事項については、委員会が別に定める。 (指示の有効期間)</p> <p>十 この指示の有効期間は、令和五年六月一日から令和六年五月三十一日までとする。</p>	
<p>大分海区漁業調整委員会告示第六号</p> <p>漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により、大分県海域におけるあみ等のまきえの使用を次のとおり禁止する。 令和五年三月三十一日</p> <p>大分海区漁業調整委員会会長 小 野 眞 一</p>	
一 禁止区域	いそ釣りのあみ（おまきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域
地区	船釣り（佐伯市鶴見地区においては、浮消波堤からの釣りを含む。）のあみ（おきあみを含む。）のまきえの使用禁止区域
佐賀関半島地区	関埼灯台と愛媛県西宇和郡伊方町佐田岬を結んだ線と大分市と臼杵市との最大高潮時海岸線における境界点から津久見市地無垢島西端見通し線との間における大分市内（高島、牛島、葛島、平瀬及び権現岩を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
	いそ釣りの全てのまきえの使用禁止区域

津久見市四浦地区	津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ）から津久見市大字四浦字高浜の護岸北端に至る間（沖いそも含む。）	次のイからハまでの各点を順次に直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面 イ 津久見市大字保戸島と大字四浦との境界（ともうちばえ） ロ イから佐伯市鶴見先ノ瀬見通し線上七百メートルの点 ハ 津久見市大字四浦字高浜の高浜沖防波堤北端	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の距離を除く。）
保戸島地区	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の距離を除く。）	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の距離を除く。）	津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の距離を除く。）
津久見市無垢島と同市保戸島との間の海域（スカ漁場）	津久見市保戸島高甲岩灯台（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。	次のイから二まで及びイの各点を順次に直線で結んだ線によって囲まれた区域内の海面のうち、世界測地系で北緯三十三度八分十二秒（日本測地系で北緯三十三度八分）以南の海面。ただし、津久見市保戸島（高甲岩灯台が設置された岩から保戸島に至る間の諸島を含む。）の最大高潮時海岸線から七百メートルの距離の線以内の海面を除く。	津久見市沖無垢島東端 ロ 津久見市保戸島高甲岩灯台 ハ 津久見市大字四浦間元鼻 二 津久見市地無垢島西端
佐伯市鶴見地区	一 佐伯市鶴見梶寄大岩から同市鶴見と同市米水津との境界に至る間（沖いそも含む。） 二 佐伯市鶴見梶寄浦地蔵崎先端から同市鶴見丹賀浦女	一 佐伯市鶴見字戸島の頂上から真方位零度の線と、同市鶴見と同市米水津との最大高潮時海岸線における境界点から真方位八十三度の線との間における同市鶴見内（大島、高手島、小間島及び先ノ瀬を含む。）の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面。ただし、次の海面を除く。	

令和五年三月三十一日

大分県報（大分海区漁業調整告示）

郎崎先端に至る間
(沖いそも含む。)

- 1 大島壇の鼻と立花崎を直線で結んだ線と最大高潮時海岸線によって囲まれた海面
 - 2 宇戸島の頂上から真方位零度の線と、同島頂上から高手島西端見通し線との間における、佐伯市鶴見内(高手島及び小間島を除く。)の最大高潮時海岸線から千メートルの距離の線以内の海面
- 二 佐伯市鶴見岩瀬を中心として半径千メートルの円で囲まれた海面

注 大分県漁業調整規則(令和二年大分県規則第六十六号)第三十四条の表の第五号及び第四十条に掲げる区域を除く。

二 禁止期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第七号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり投錨して行う船釣り(いか釣りを除く。)及びあみ(おきあみを含む。)のまきえを使用して行う船釣りを禁止する。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

共第二十九号共同漁業権漁場区域内。ただし、大分市大字佐賀関高島東端から津久見市沖無垢島東端を見通した線の延長線以西の区域で、次の点イから点ロまでの間の沖無垢島の最大高潮時海岸線、点ロと点ハを結んだ直線、点ハから点ニまでの間の地無垢島の最大高潮時海岸線及び点ニから臼杵市飛潮崎を見通した線以南の区域を除く。

- 点イ 津久見市沖無垢島東端
- 点ロ 津久見市沖無垢島南端
- 点ハ 津久見市地無垢島北端
- 点ニ 津久見市地無垢島南端

二 禁止期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第八号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり全長十五センチメートル以下のまこがれいの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

伊予灘及び豊後水道北部(点イと点ロとを結んだ直線、点ロから東国東郡姫島を北回りに点ハに至る間の最大高潮時海岸線から八千メートルの線及び点ハから点ニを通る直線を順次に結んだ線以南から、点ホと点ヘとを結んだ直線(点ホから真方位七十七度)以北の海域)の大分県海域

点イ 豊後高田市と国東市との最大高潮時海岸線における境界点

点ロ 点イから磁針方位三百五十度八千メートルの点

点ハ 東国東郡姫島村姫島灯台から山口県熊毛郡上関町小祝島西端見通し線上八千メートルの点

点ニ 山口県熊毛郡上関町小祝島西端

点ホ 津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点

点ヘ 愛媛県宇和島市津島町北灘権現山頂上

二 禁止期間

令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

大分海区漁業調整委員会告示第九号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第二百一十条第一項の規定により、次のとおり釣りによる全長二十センチメートル以下のいさきの採捕を禁止する。

ただし、大分県が試験研究のために採捕する場合及び大分海区漁業調整委員会が公益上必要と認めた場合は、この限りでない。

令和五年三月三十一日

大分海区漁業調整委員会会長

小

野

眞

一

一 禁止区域

豊後水道(大分県関崎灯台から愛媛県佐田岬灯台に至る直線以南の海域)のうち、津久見市と佐伯市との最大高潮時海岸線における境界点から愛媛県宇和島市津島町北灘権現山

頂上見通し線（津久見市と佐伯市との境界が最大高潮時海岸線と接する点から真方位七十度）以北の大分県海域

二 禁止期間
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで

○病院局告示

大分県病院局告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の三第二項の規定により、指定納付受託者を次のとおり指定した。

令和五年三月三十一日

一 指定納付受託者の名称及び所在地
大分県病院局長 井 上 敏 郎

名称	所在地	指定をした日
株式会社大分カード	大分市中央町二丁目九番二十二号	令五・三・一
株式会社オーシー	大分市末広町二丁目三番二十八号	〃
三菱UFJニコス株式会社	東京都文京区本郷三丁目三十三番五号	〃

二 指定納付受託者が取り扱うことができる歳入等
キャッシュレス決済の方法により納付する大分県立病院の利用に係る料金等

令和五年三月三十一日

大分県報（大分海区漁調委告示・病院局告示）